

理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の
基準を記載した書類

1. 公益財団法人競走馬理化学研究所役員及び評議員の
報酬等の支給に関する規程
2. 公益財団法人競走馬理化学研究所役員慰労金支給規程

公益財団法人競走馬理化学研究所

公益財団法人競走馬理化学研究所 役員及び評議員の報酬等の支給に関する規程

(平成22年6月17日 規約第1号)

最終改正 平成30年5月28日

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人競走馬理化学研究所（以下「研究所」という。）定款第17条及び第33条の規定に基づき、常勤役員、非常勤役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬額等)

第2条 常勤役員の報酬は、本俸と役員手当とし、その月額は別表のとおりとする。

2 非常勤役員に対して支給する報酬は、理事会・評議員会出席謝金とし、その額は、理事会又は評議員会への出席の都度1日当たり10,000円（税別）とする。また、非常勤の監事が監査の業務に従事した日については、その都度1日当たり10,000円（税別）とする。ただし、同一日に2以上の理事会等に出席し又は監査業務に従事した日が理事会等の日と同一の場合は、重複して支給しない。

3 評議員に対して支給する報酬は、評議員会出席謝金とし、その額は、定款第17条第1項において定められた年額の総額の範囲内で、評議員会への出席の都度1日当たり15,000円（税別）、議長にあっては1日当たり20,000円（税別）とする。

4 前2項の規定にかかわらず、現に他から報酬を受ける非常勤役員及び評議員に対しては、報酬を支給しないことがある。

5 第1項から第3項までに定める報酬のほか、役員等に対しては、通勤手当及び旅費を支給することができる。

(報酬の支給方法)

第3条 役員等に対する報酬は、所得税法その他の税法による税金、社会保険に関する個人負担金を控除した残額に相当する金額を現金で支給する。

2 常勤役員に対する報酬の支給日は、毎月16日（その日が休日に当たるときは、その日の直前の休日でない日）とする。

3 非常勤役員及び評議員に対する報酬については、理事会及び評議員会への出席等の都度支給する。

(常勤役員の報酬の計算)

第4条 新たに常勤役員となった者には、その日から報酬を支給し、退任したときには、その日まで報酬を支給する。

2 常勤役員が死亡したときは、その月まで報酬を支給する。

3 第1項の報酬の支給額の計算は、その月の日数から休日の日数を差し引いた日数を基礎として行うものとする。

(慰労金)

第5条 常勤の役員が退任した場合は、別に定めるところにより慰労金を支給することができる。

(端数の処理)

第6条 第2条に規定する報酬等及び前条に規定する慰労金を支給する際に生じた円未満の端数の整理は、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和25年法律第61号）の規定の例による。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事に関しては理事会で、監事及び評議員に関しては評議員会で、それぞれ別に定める。

別表（月額）

役 職	本 俸	役員手当
理 事 長	896,000円以下	391,000円以下
専 務 理 事	812,000円以下	322,000円以下
常 務 理 事	792,000円以下	318,000円以下

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、公益財団法人の設立の登記の日（以下「登記日」という。）から施行する。
(廃止規程)
- 2 財団法人競走馬理化学研究所役員給与規程（昭和40年規約第6号。以下「旧規程」という。）は、登記日をもって廃止する。
(経過措置)
- 3 平成22年6月1日から登記日の前日までの期間内に財団法人競走馬理化学研究所（以下「旧研究所」という。）の常勤役員として在任した者に対しては、第2条第1項に定める報酬のほか、旧規程第4条の規定を適用することとした場合に登記日以後最初に同条の規定による特別手当（以下「特別手当」という。）を支給することとなる日に、理事長が定めるところにより、当該期間内におけるその者の在任期間（当該期間内に同条の規定による特別手当の支給があった場合は、当該支給の算定対象となる在任期間を除く。）に応じた特別手当の額に相当する額の報酬を支給することがある。

附 則（平成22年12月10日 規約第3号）

この規約は、公益財団法人の設立の登記の日から施行する。

附 則（平成24年10月22日 規約第1号）

この規約は、平成25年1月1日から施行する。

附 則（平成27年3月10日 規約第1号）

この規約は、平成27年3月10日から施行する。

附 則（平成28年12月13日 規約第1号）

この規約は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（平成29年11月22日 規約第1号）

この規約は、平成30年1月1日から施行する。

附 則（平成30年5月28日 規約第1号）

この規約は、平成30年7月1日から施行する。

公益財団法人競走馬理化学研究所役員慰労金支給規程

(平成22年6月17日 規約第2号)

最終改正 平成30年5月28日

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人競走馬理化学研究所（以下「研究所」という。）役員及び評議員の報酬等の支給に関する規程第5条の規定に基づき、役員（常勤の者に限る。以下同じ。）に対する慰労金の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(慰労金の額)

第2条 役員を退任した者に対する慰労金の額は、在任期間1月につきその者の退任の日における本俸の月額に100分の12.5の割合を乗じて得た額に100分の83.7の割合を乗じて得た額とする。ただし、在任期間内において、役職を異にした者にあつては、異なる役職ごとの在任期間（以下「役職別期間」という。）1月につき退任の日における当該異なる役職ごとの本俸の月額に100分の12.5を乗じて得た額に100分の83.7の割合を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。

(在任期間の計算)

第3条 慰労金の算定の基礎となる在任期間の計算は、役員として引き続いて在任した月数による。

2 前項の規定による在任期間の月数の計算は、研究所の役員に就任した日から、退任した日までを暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数（以下「端数」という。）を生じたときは、1月と計算するものとする。

3 前条ただし書の規定による役職別期間の月数の計算については、前項の規定を準用する。この場合において、「研究所の役員」とあるのは「当該役職」と読み替えるものとする。

4 前項の場合において、役職別期間の合計月数が第2項の規定により計算した在任月数を超えるときは、役職別期間のうち端数の少ない在任月数から当該超える月数に達するまで順次1月を減ずるものとし、この場合において端数が等しいときは、後の役職別期間の在任月数から同様に1月を減ずるものとする。

(慰労金の支給を受ける者の範囲)

第4条 慰労金は、退任した者に支給するものとし、その退任が死亡によるものである場合及びその者が退任後死亡した場合は、その者の遺族に支給する。

2 前項に規定する遺族の範囲及び支給順位は、労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第42条から第45条までの規定を準用する。

(遺族からの排除)

第5条 次に掲げる者は、慰労金の支給を受けることができる遺族としない。

- (1) 役員を故意に死亡させた者
- (2) 役員の死亡前に、当該役員の死亡によって慰労金の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(慰労金の支給制限)

第6条 役員が刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられ解任された場合には、慰労金を支給しない。

(慰労金の支払の差止め)

第7条 退任をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退任をした者に対し、当該退任に係る慰労金の額の支払を差し止めるものとする。

- (1) 役員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以

下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退任をしたとき。

(2) 退任をした者に対しまだ当該慰労金の額が支払われていない場合において、当該退任をした者が在任期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。

2 退任をした者に対しまだ当該退任に係る慰労金の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退任をした者に対し、当該慰労金の支払を差し止めることがある。

(1) 当該退任をした者の在任期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し慰労金の額を支払うことが適当でないと認めるとき。

(2) 当該退任をした者について、在任期間中に解任相当行為（在任期間中の役員の方違に当たる行為であって、その方違の内容及び程度に照らして研究所の定款第32条の規定による解任の事由に該当することが明らかなものをいう。以下同じ。）をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至ったとき。

3 死亡による退任をした者の遺族（退任をした後当該退任に係る慰労金の額の支払を受ける前に死亡した者の遺族を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該慰労金の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、当該慰労金の額の支払を差し止めることがある。

4 理事長は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに第1項又は第2項の規定による慰労金の額の支払の差し止め（以下「支払差止」という。）を取り消すものとする。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止を受けた者がその在任期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが適当でないと認めるときは、この限りでない。

(1) 当該支払差止を受けた者について、当該支払差止の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合

(2) 当該支払差止を受けた者について、当該支払差止の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による支給制限を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

(3) 当該支払差止を受けた者について、その在任期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第1項の規定による支給制限を受けることなく、当該支払差止を受けた日から1年を経過した場合

5 理事長は、第3項の規定による支払差止を受けた者が次条第2項の規定による支給制限を受けることなく当該支払差止を受けた日から1年を経過した場合には、速やかに当該支払差止を取り消すものとする。

6 前2項の規定は、理事長が、当該支払差止後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該慰労金の額の支払を差し止める必要がなくなったとして当該支払差止を取り消すことを妨げるものではない。

7 理事長は、第1項から第3項までの規定により支払差止を行う場合は、その理由を付記した書面により、その旨を当該支払差止を受けるべき者に通知するものとする。

（退任後禁錮以上の刑に処せられた場合等の慰労金の支給制限）

第8条 退任をした者に対しまだ当該退任に係る慰労金の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退任をした者（第1号に該当する場合において、

当該退任をした者が死亡したときは、その遺族) に対し、当該慰労金の全部又は一部を支給しないことがある。

- (1) 当該退任をした者が刑事事件（当該退任後に起訴をされた場合にあつては、在任期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退任後に禁錮以上の刑に処せられたとき。
 - (2) 当該退任をした者について、当該退任後にその在任期間中に解任相当行為をしたと認めるとき。
- 2 死亡による退任をした者の遺族（退任をした後当該退任に係る慰労金の額の支払を受ける前に死亡した者の遺族を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該慰労金の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、当該慰労金の全部又は一部を支給しないことがある。
- 3 前条第7項の規定は、前2項の規定により支給制限を行う場合について準用する。
- 4 支払差止に係る慰労金に関し第1項又は第2項の規定による支給制限が行われたときは、当該支払差止は、取り消されたものとする。

（退任をした者の慰労金の返納）

第9条 退任をした者に対し当該退任に係る慰労金の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退任をした者に対し、当該慰労金の額の全部又は一部の返納を求めることがある。

- (1) 当該退任をした者が在任期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。
 - (2) 当該退任した者について、その在任期間中に解任相当行為をしたと認めるとき。
- 2 前項第2号に該当するときにおける同項の規定による返納の請求は、当該退任の日から5年以内に限り、行うことができる。
- 3 第7条第7項の規定は、第1項の規定により返納を求める場合について準用する。

（遺族の慰労金の返納）

第10条 死亡による退任をした者の遺族（退任をした後当該退任に係る慰労金の額の支払を受ける前に死亡した者の遺族を含む。以下この項において同じ。）に対し当該慰労金の額が支払われた後において、前条第1項第2号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、当該退任の日から1年以内に限り、当該慰労金の額の全部又は一部の返納を求めることがある。

- 2 第7条第7項の規定は、前項の規定により返納を求める場合について準用する。

（慰労金の受給者の相続人からの慰労金相当額の納付）

第11条 退任をした者（死亡による退任の場合及びその者が退任をした後当該退任に係る慰労金の額の支払を受ける前に死亡した場合には、その遺族）に対し当該退任に係る慰労金の額が支払われた後において、当該慰労金の額の支払を受けた者（以下この条において「慰労金の受給者」という。）が当該退任の日から6月以内に、第9条第1項又は前条第1項の規定による返納をすることなく死亡した場合（次項及び第3項に規定する場合を除く。）において、理事長が、当該慰労金の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退任の日から6月以内に、当該退任をした者がその在任期間中に解任相当行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、理事長は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退任をした者がその在任期間中に解任相当行為をしたと認められることを理由として、当該慰労金の全部又は一部に相当する額の納付を求めることがある。

- 2 慰労金の受給者（遺族を除く。以下この項から第4項までにおいて同じ。）が、当該退任の日から6月以内に在任期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第7条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第9条第1項の規定による返納をすることなく死亡したときは、理事長は、当該慰労金の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該慰労金の受給者の相続人に対し、当該退任をした者がそ

の在任期間中に解任相当行為をしたと認められることを理由として、当該慰労金の額の全部又は一部に相当する額の納付を求めることがある。

- 3 慰労金の受給者が、当該退任の日から6月以内に在任期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第9条第1項の規定による返納をすることなく死亡したときは、理事長は、当該慰労金の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該慰労金の受給者の相続人に対し、当該退任をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該慰労金の額の全部又は一部に相当する額の納付を求めることがある。
- 4 前3項の規定により納付を求める場合において、当該慰労金の受給者の相続人が2人以上あるときは、各相続人に納付を求める金額の合計額は、当該慰労金の額を超えないものとする。
- 5 第7条第7項の規定は、第1項から第3項までの規定により納付を求める場合について準用する。

(審査会への諮問)

第12条 理事長は、第8条第1項第2号若しくは第2項の規定による支給制限、第9条第1項若しくは第10条第1項の規定による返納の請求又は前条第1項から第3項までの規定による納付の請求を行おうとするときは、理事長が定めるところにより委嘱する学識経験を有する者によって組織される審査会に諮問するものとする。

- 2 前項の審査会の組織及び運営について必要な事項は、理事長が定める。

(補則)

第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会で別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、公益財団法人の設立の登記の日（以下「登記日」という。）から施行する。

(廃止規程)

- 2 財団法人競走馬理化学研究所役員慰労金支給規程（昭和40年規約第7号）は、登記日をもって廃止する。

(経過措置)

- 3 登記日の前日において財団法人競走馬理化学研究所（以下「旧研究所」という。）の役員であった者のうち、引き続いて研究所の役員に就任した者については、第3条第2項中「研究所の役員に」とあるのは、「研究所の専務理事にあっては旧研究所の専務理事に、研究所の専務理事にあっては旧研究所の理事に、それぞれ」と読み替えるものとする。
- 4 前項の規定を適用して支給する慰労金の額は、登記日の前日における本俸の月額に登記日の前日までの在任期間1月につき100分の12.5の割合を乗じて得た金額及び当該役員の退任の日における本俸の月額に登記日から退任の日までの在任期間1月につき100分の12.5の割合を乗じて得た金額の合計額とする。

附 則（平成25年6月11日 規約第1号）

- 1 この規約は、平成25年6月11日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の公益財団法人競走馬理化学研究所役員慰労金支給規程第2条第1項の規定の適用については、規定中「100分の87」とあるのは、施行日から同年9月30日までの間においては「100分の98」と、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「100分の92」とする。

附 則（平成30年5月28日 規約第2号）

この規約は、平成30年7月1日から施行する。